

『キラめきベンチ事業』募集要項

1. 「キラめきベンチ事業」について

公園に愛着をもっていただくとともに、公園施設の充実を図り、親しみやすい公園を作ることを目的に、市民や企業の皆さまから温かいメッセージとご寄附を頂戴して、公園に新しいベンチを設置する事業です。

キラめきベンチには、寄附をいただいた方の「お名前」と「メッセージ」を記したプレートを取り付け、公園への想いを記します。

2. 次のような方や場面での寄附を想定しています

- *公園を利用する、公園を愛する個人・団体・企業等の皆さまから
- *結婚・出産・退職など心に残る人生の記念や思い出に
- *大切な人への感謝を表現するきっかけに
- *企業等の社会貢献活動の一環として

3. 募集概要

(1) キラめきベンチを設置する公園



鳥羽市の管理する都市公園

【主な公園】鳥羽中央公園、市民の森公園

(2) キラめきベンチの仕様と価格

以下のキラめきベンチからご希望のタイプをお選びください。

なお、キラめきベンチの寄附にかかる費用は、鳥羽市への寄付として税額控除の対象となります。

| | |
|---|--|
| ベンチ（背あり）価格 213,000 円 | ベンチ（背なし）価格 150,000 円 |
|  プレート |  プレート |
| A | B |

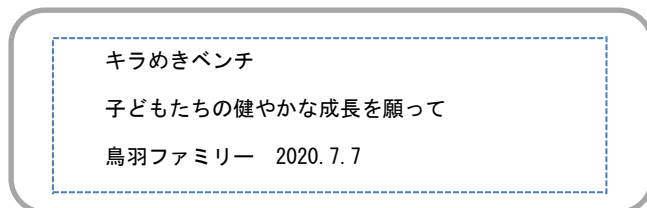
*ベンチ幅：150 cm

*材質 座板：オレンジウッド材（合成木材） 脚：アルミ鋳物

*オレンジウッド材の特徴：腐りにくい、色あせにくい、環境にやさしい、ささくれない

(3) メッセージプレートの仕様と記入例

真ちゅう製で、文字はエッチングによる彫り文字で表示します。
文字は、ゴシック体（表示例の文字）のみです。



*メッセージ：40字以内、寄附者名：20字以内

*プレート：真ちゅう製 幅150mm×高さ55mm×厚さ1mm

(4) 応募期間

令和3年4月1日から随時募集

(5) 応募方法

申込書に必要事項を記入の上、下記の窓口にご提出ください。

申込書は、鳥羽市ホームページからダウンロードできます。

また、下記窓口でも配布します。

【申込窓口（問い合わせ先）】

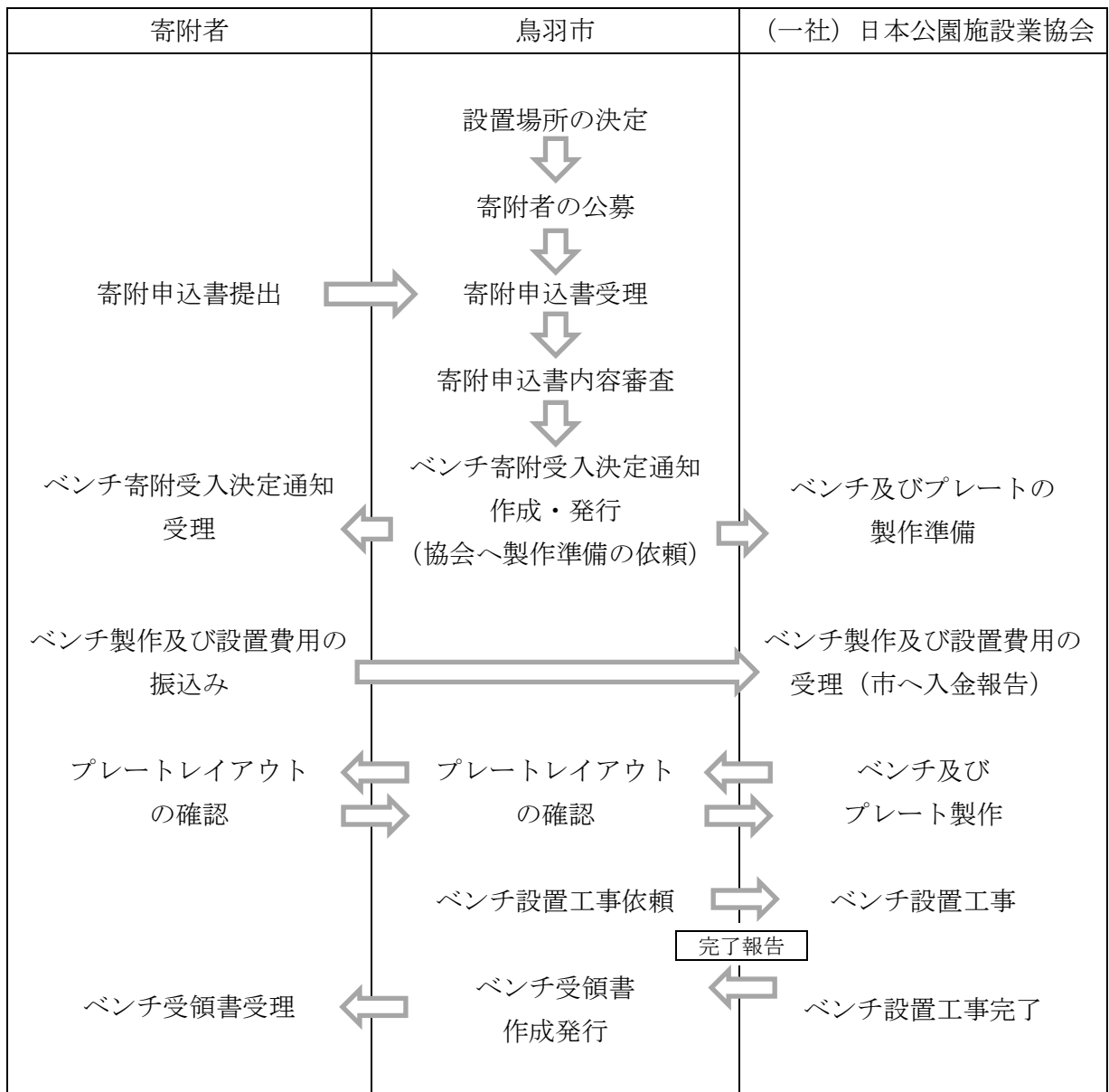
鳥羽市 建設課 まちづくり整備室

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

電話 : 0599-25-1175

Mail : machi@city.toba.lg.jp

(6) 応募から設置までの流れ



4. その他の注意事項

(1) 応募資格

以下の個人及び事業者からの寄附はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合は、決定の取り消し等を行います。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業種に関する法人
- イ 鳥羽市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員
- ウ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体同条第 2 項に規定する政党
- エ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教法人
- オ 個人、政党、企業又は特定の政策若しくは事業を推薦若しくは支持し、若しくは反対することを目的とする団体
- カ そのほか市長がふさわしくないと認める者

(2) プレートの設置

個人名・団体名・企業名・ロゴ及び簡単なメッセージが、15 cm×5.5 cmの大きさの金属プレートに表示できます。

ただし、以下の内容が含まれる寄附者名及びメッセージは認められませんので、ご注意ください。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業種に関すること
- イ 鳥羽市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団の名称
- ウ 商品名及び商品の紹介に関すること
- エ 政治及び宗教に関すること
- オ 個人又は団体に対する誹謗中傷、品位に欠ける表現及び事業の趣旨に反する表現等、景観又はイメージにそぐわないもの
- カ そのほか市長がふさわしくないと認めるもの

※表示する寄附者名等については、鳥羽市で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。

※寄附者名・メッセージ等に著作権が生じるもの（歌の一節・有名人の名前など）については、寄附者の負担と責任で記載してください。

(3) 設置及び維持管理

寄附されたキラめきベンチは、市が維持管理を行います。ただし、設置後 10 年を経過し、老朽化又は破損した場合は、これを撤去することができます。また、市長が必要と認めた場合は、寄附者へ通知をした上で、キラめきベンチを移設又は撤去することができます。

(4) 設置場所

市内の都市公園に設置します。ただし、設置場所は指定できませんので、ご了承ください。また、応募多数の場合は、申込基数を調整させていただく場合があります。

(5) キラめきベンチ受領書

キラめきベンチ設置後、キラめきベンチの位置、設置完了日を記載したキラめきベンチ受領書をお送りします。

(6) キラめきベンチのデザイン及び製造・設置について

本事業のキラめきベンチのデザインは、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力をもとに製作しました。キラめきベンチの製造・設置についても、同協会が担当します。

(7) 寄附金の扱い

原則として、キラめきベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。また、一旦振り込まれた代金は返金できませんのでご了承ください。

なお、ベンチ代金の振込先は、一般社団法人日本公園施設業協会です。振込手数料については、寄附者のご負担となります。

(8) 寄附金控除について

所得税法及び地方税申告時に、寄附金控除を受けることが可能です。
※上記の措置を受けるため、申告の際に、キラめきベンチ受領書が必要となります。